

別記様式第2号（第12条関係）

受付番号	平成28年 第11号
受付日	平成28年 4月 7日
質問者	小林博次議員

文書質問答弁書

回 答 日：平成28年5月11日

担当部局：教育委員会

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく小林博次議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

■ 質問

文化財の保護に関して

本市の魅力を磨き、交流人口を増やすためにも大入道やくじら船など歴史ある文化財は、全国的にも優れた宣伝効果があると考えます。しかし、格納している倉庫が住宅街にあって、火災が起これば大変なことになり、また山車の維持管理も難しいことと思われ、そろそろ市をあげて保存や管理の対策を講じる時期に来ていると考えます。今後の本市文化財に対する保護はどのように行われるのか。

■ 答弁

市内には、古くより継承されてきた祭りや神事などの民俗芸能が各地にございます。民俗芸能自体が無形民俗文化財に指定されている場合は、民俗芸能に用いられる山車や用具の復元修理・復元新調に限り、教育委員会において所管する補助金の制度により、国・県・市の指定に応じた対応をしておりますが、それらの山車や用具を収める収蔵施設の新造や修繕等には、国・県・市指定文化財の分類にかかわらず補助制度がございません。

議員より、例に挙げていただきました大入道や南納屋町の鯨船山車「明神丸」のように、民俗芸能に用いられる山車そのものが有形民俗文化財に指定されている場合は、山車蔵のような収蔵施設の新造や修繕等、収蔵する環境の整備についても、補助金の制度を活用することができます。

今後も指定文化財につきましては、保存継承団体等からの要望を的確に把握して、適切に対応することにより、将来に亘って指定文化財の保存・継承

に努めてまいりたいと存じます。

一方、指定文化財に指定されてはいないものの、貴重な文化財がまだまだあると思われますので、地域の保存継承団体等に対し、指定文化財の制度について一層の周知を図ってまいります。文化財指定申請をいただいた後には調査したうえで、指定に値するものについては文化財指定を行いながら、補助制度のより有効な活用を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。